

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年8月13日

川崎市長 福田紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

(1) インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした又は転載をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- ・「嫌なら帰れ。嫌なら出て行け」（事案番号1）
- ・「在日は祖国へ帰れ！」（事案番号2）
- ・「国籍国へ帰れ」及び「出ていけ氏ね●●人（特定の民族名）」（事案番号3）
- ・「バカ×××（特定の民族の蔑称）■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）」（事案番号4）
- ・「こんなひどい、未来の無い国から脱出して 祖国に帰った方が良い」（事案番号5）
- ・「◆◆（特定の国名）へ永住しましょう」（事案番号6）
- ・「出て行ってほしいね」及び「◆◆（特定の国名）が既に傾いてるんで、支えに帰りなよ」（事案番号7）
- ・「ナマポ乞食の■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）」（事案番号8）
- ・「少しでも早く祖国に帰れるようにお手伝いします」（事案番号9）
- ・「バカ×××（特定の民族の蔑称）強制帰還」（事案番号10）
- ・「在日が、例外なく帰国すれば」（事案番号11）
- ・「帰国して◆◆（特定の国名）を支えてやりな」（事案番号12）
- ・「日本以外の国に移住してください」（事案番号13）
- ・「さっさと祖国へ帰ればいい」（事案番号14）
- ・「滅べよバカ×××（特定の民族の蔑称）」（事案番号27及び33）

- ・「■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）」及び「我が儘で正当性も無い叫ぶだけのクズ共」（事案番号28）
 - ・「祖国に帰ればー？」（事案番号29）
 - ・「祖国に帰って地獄の差別され捲れよ」（事案番号30）
 - ・「日本から出てけ！」（事案番号31）
 - ・「半島に帰ればいいだろ」（事案番号32）
 - ・「ダイナマイトで吹き飛ばせ」（事案番号49、52、60、63及び66）
 - ・「壁を敷地の境界に作り、人の出入りができないようにすれば良い」（事案番号50、53、61、64及び67）
 - ・「鉄の壁を作って塞ぎなよ」（事案番号51、54、62、65及び68）
 - ・「けがれは火を使って清めることが作法」（事案番号55）
 - ・「まず電気水道止めろよ 次はバリケード封鎖」（事案番号56）
 - ・「野焼きしよう」（事案番号57）
 - ・「焼き払って皆殺しにすればいい」及び「○○（人以外のものに例える侮蔑的表現）は駆除あるのみ」（事案番号58）
 - ・「バカ×××（特定の民族の蔑称）政府は▲▲▲（特定の民族の蔑称）を回収しろよ」（事案番号59）
 - ・「焼き払えばいいんじゃない？」（事案番号69）
 - ・「国外に強制退去」及び「所有者がいなくなれば撤去」（事案番号70）
- (2) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- ・「ゴミはゴミ箱にお帰り」（事案番号15）
 - ・「祖国に帰ったら？」（事案番号16）
 - ・「さっさと帰れ」（事案番号17）
 - ・「帰れ」（事案番号18）
 - ・「さっさと半島に帰れよ」及び「すぐに出ていけ」（事案番号19）
 - ・「いつ帰るの？」及び「いつまでずうずうしく居座るつもり？」（事案番号20）
 - ・「在日●●人（特定の民族名）は、今すぐ地上の楽園である●●（特定の地域名）に総帰国するべき」、「ゴミはゴミ箱へ」及び「●●人（特定の民族名）は●●●●（特定の地域名）へ」（事案番号21）
 - ・「滅べよバカ×××（特定の民族の蔑称）」（事案番号22）
 - ・「安心安全な本国にどうして帰らないの？」（事案番号23）
 - ・「●●人（特定の民族名）全員日本から避難してもらおうぜ」（事案番号24）

- ・「■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）はさっさと自分の国へ帰れやボケ」（事案番号25）
 - ・「普通に半島に帰ればいいだけだろ」及び「なんで何十年も居座ってるんだよ？」（事案番号26）
 - ・「ダイナマイトで吹き飛ばせ」（事案番号34）
 - ・「壁を敷地の境界に作り、人の出入りができないようにすれば良い」（事案番号35）
 - ・「鉄の壁を作って塞ぎなよ」（事案番号36）
 - ・「溶けた鉄流せ」（事案番号37）
 - ・「ぶっ壊せよ」（事案番号38）
 - ・「けがれは火を使って清めることが作法」（事案番号39）
 - ・「鉄流し込んだれ」（事案番号40）
 - ・「ゴミとか土砂で埋めればいいんじゃない」（事案番号41）
 - ・「フェンスを作って、絶滅するまで兵糧攻めすれば良いのでは」（事案番号42）
 - ・「ゼンプ燃えちまえ」（事案番号43）
 - ・「火炎瓶を投げ込んだら更地になるのでは」（事案番号44）
 - ・「野焼きしよう」（事案発生45）
 - ・「燃やして追い出せよ」（事案番号46）
 - ・「誰か火つけてきてもいいぞ」（事案番号47）
 - ・「溶けた鉄を×××（特定の民族の蔑称）の頭にかけてやれ」（事案番号48）
 - ・「日本にヘイトしまくる在日外国人を叩き返す条例を」（事案番号71）
 - ・「叩き出すか全員〇すしかない」（事案番号72）
- (3) インターネット上のブログサイト「FC2ブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿を転載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- ・「ヘイトニダと喚く◇◇◇◇（誹謗中傷する表現）」（事案番号73）
 - ・「日本にヘイトしまくる在日外国人を叩き返す条例を」（事案番号74）
 - ・「叩き出すか全員〇すしかない」（事案番号75）

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
上記1（1）から（3）までに記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

(1) 上記1（1）の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する

株式会社ライブドアに削除を要請した。

- (2) 上記1 (2) の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
- (3) 上記1 (3) の表現を含む投稿について、「FC2ブログ」を運営するFC2, Inc. に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和6年8月9日

5 その他

- (1) 上記1 (1) から (3) までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。